

東京建設職能国民健康保険組合 第2期特定健康診査等実施計画
(平成25年度～平成29年度)

序章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を誇り世界最長の平均寿命を達成するに至っている。しかしながら、医療技術の進歩や急激な高齢化などによる医療費の増加などの環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするのが求められてきた。

平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立、平成20年4月には、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられたところである。

当国保組合においても、平成20年4月に、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項やその成果に係る目標に関する基本的事項について定めた「東京建設職能国保組合特定健康診査等実施計画」を第1期計画(平成20年度から平成24年度)として策定し、事業を実施してきた。

本計画は、第1期特定健康診査等実施計画に基づく実施結果を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第2期計画を策定する。

2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病であって、保健指導の対象者はメタボリックシンドロームの該当者及び予備群とする。

これは、内臓脂肪型肥満が共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクを低減させるとともに進行の抑制が図られるという考え方を基本としたものである。

3 計画の性格

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条特定健康診査等基本指針」に基づき、当国保組合が策定する計画であり、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものである。

この計画は、特定健康診査・特定保健指導のみならず、当組合の保健事業活動を総合的に進めていく基礎的な指針と位置づけ、組合員及び被保険者の疾病の予防、健康の保持増進などの健全化を目指すものである。

4 計画の期間

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項の規定に基づき、5年を一期とし、第2期は平成25年度から平成29年度までとし、5年ごとに見直しを行う。

第1章 東京建設職能国保組合における現状と評価

1 特定健康診査等の対象者

東京建設職能国保組合の被保険者数は、平成24年4月1日現在で、9,349人である。また、特定健康診査及び特定保健指導の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者は、5,986人で全体の約64%を占めている。

	人数	受診対象者	対象者率
組合員	3,973 人	2,766 人	69.6%
家族	5,376 人	3,220 人	59.9%
合計	9,349 人	5,986 人	64.0%

2 特定健康診査・特定保健指導の現状

東京建設職能国保組合では、対象者に対し受診券を発行し、当該年度の4月から3月までの間に特定健康診査を実施している。検査費用は無料とし、集合契約の契約を締結している地域医師会に委託して実施している。

特定健康診査の結果、一定の基準により、生活習慣改善の必要のある者に対して、動機付け支援、積極的支援とも費用負担無料として実施した。なお、生活習慣病の薬剤を服用している方及び検査数値が直ちに受診すべきレベル以上である場合は対象外としている。実施機関は集合契約及び都内国保組合と任意の契約を結んだ地区医師会、またこれらの地域に属さない対象者に対しては、株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアに委託して行っている。特定保健指導は、現段階でも契約施設等の面で十分な環境が整っておらず、これまで目標には遠く及ばないが、結果的に株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアに委託したものが大多数を占めている現状から、実施方法にも何か工夫が必要と思われる。

(1) 特定健康診査の実施率

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	実施率 (%)
平成20年度	6,947	1,932	27.8
平成21年度	6,445	1,978	30.7
平成22年度	6,205	1,762	28.4
平成23年度	6,256	1,878	30.0

(2) 特定保健指導の対象者の割合及び特定保健指導実施率

《全体》

	指導対象者 (人)	対象者/受診者 (%)	終了者 (人)	実施率 (%)
平成20年度	235	12.2	1	0.4
平成21年度	307	15.5	3	1.0
平成22年度	369	20.9	4	1.1
平成23年度	246	13.1	23	9.3

《動機づけ支援》

	指導対象者 (人)	対象者/受診者 (%)	終了者 (人)	実施率 (%)
平成20年度	137	7.1	1	0.7
平成21年度	171	8.6	2	1.2
平成22年度	218	12.4	2	0.9
平成23年度	134	7.1	18	13.4

《積極的支援》

	指導対象者 (人)	対象者/受診者 (%)	終了者 (人)	実施率 (%)
平成20年度	98	5.1	0	0.0
平成21年度	136	6.9	1	0.7
平成22年度	151	8.6	2	1.3
平成23年度	112	6.0	5	4.5

(3) 特定健康診査の年齢別実施率

東京建設職能国保組合の、平成23年度の受診率については、男性に比較して女性が、また年齢が上がるほど実施率が高くなっていく傾向がある。

《特定健康診査》

(平成23年度)

	健診対象者数 (人)	健診受診者数 (人)	実施率 (%)	構成割合 (%)
計	6,256	1,878	30.0%	100.0%
40歳代	1,514	353	23.3%	24.2%
50歳代	1,604	497	31.0%	25.6%
60歳代	2,262	740	32.7%	36.2%
70～74歳	876	288	32.9%	14.0%
[再掲]65～74歳	1,896	665	35.1%	30.3%
うち男性	3,531	965	27.3%	56.4%
40歳代	873	188	21.5%	14.0%
50歳代	925	271	29.3%	14.8%
60歳代	1,225	357	29.1%	19.6%
70～74歳	508	149	29.3%	8.1%
[再掲]65～74歳	1,047	333	31.8%	16.7%
うち女性	2,725	913	33.5%	43.6%
40歳代	641	165	25.7%	10.2%
50歳代	679	226	33.3%	10.9%
60歳代	1,037	383	36.9%	16.6%
70～74歳	368	139	37.8%	5.9%
[再掲]65～74歳	849	332	39.1%	13.6%

(4) 特定保健指導の年齢別実施率

実施率は、年齢が上がるほど高く、利用者数では男性が女性を上回っているものの、実施率では女性のほうが高い。

《全体》

(平成23年度)

	対象者	利用者数	実施率	構成割合
	(人)	(人)	(%)	(%)
計	246	23	9.3%	100.0%
40歳代	53	1	1.9%	21.5%
50歳代	65	5	7.7%	26.4%
60歳代	77	9	11.7%	31.3%
70～74歳	51	8	15.7%	20.7%
[再掲]65～74歳	86	12	14.0%	35.0%
うち男性	202	15	7.4%	82.1%
40歳代	49	1	2.0%	19.9%
50歳代	56	3	5.4%	22.8%
60歳代	56	4	7.1%	22.8%
70～74歳	41	7	17.1%	16.7%
[再掲]65～74歳	62	9	14.5%	25.2%
うち女性	44	8	18.2%	17.9%
40歳代	4	0	0.0%	1.6%
50歳代	9	2	22.2%	3.7%
60歳代	21	5	23.8%	8.5%
70～74歳	10	1	10.0%	4.1%
[再掲]65～74歳	24	3	12.5%	9.8%

《動機づけ支援》

(平成23年度)

	対象者	利用者数	実施率	構成割合
	(人)	(人)	(%)	(%)
計	134	18	13.4%	100.0%
40歳代	19	0	0.0%	14.2%
50歳代	24	3	12.5%	17.9%
60歳代	40	7	17.5%	29.9%
70～74歳	51	8	15.7%	38.1%
[再掲]65～74歳	76	12	15.8%	56.7%
うち男性	102	12	11.8%	76.1%
40歳代	16	0	0.0%	11.9%
50歳代	17	2	11.8%	12.7%
60歳代	28	3	10.7%	20.9%
70～74歳	41	7	17.1%	30.6%
[再掲]65～74歳	56	9	16.1%	41.8%
うち女性	32	6	18.8%	23.9%
40歳代	3	0	0.0%	2.2%
50歳代	7	1	14.3%	5.2%
60歳代	12	4	33.3%	9.0%
70～74歳	10	1	10.0%	7.5%
[再掲]65～74歳	20	3	15.0%	14.9%

《積極的支援》

(平成23年度)

	対象者	利用者数	実施率	構成割合
	(人)	(人)	(%)	(%)
計	112	5	4.5%	100.0%
40歳代	34	1	2.9%	30.4%
50歳代	41	2	4.9%	36.6%
60歳代	37	2	5.4%	33.0%
70～74歳	0	0		0.0%
[再掲]65～74歳	10	0	0.0%	8.9%
うち男性	100	3	3.0%	89.3%
40歳代	33	1	3.0%	29.5%
50歳代	39	1	2.6%	34.8%
60歳代	28	1	3.6%	25.0%
70～74歳	0	0		0.0%
[再掲]65～74歳	6	0	0.0%	5.4%
うち女性	12	2	16.7%	10.7%
40歳代	1	0	0.0%	0.9%
50歳代	2	1	50.0%	1.8%
60歳代	9	1	11.1%	8.0%
70～74歳	0	0		0.0%
[再掲]65～74歳	4	0	0.0%	3.6%

3 医療費の状況

(1) 年度別医療給付費総額と一人当たり医療費

東京建設職能国保組合の総医療費は被保険者数の減少に伴い年々減少しているが、一人あたり医療費については平成21年度まで増加したあと、やや横這い傾向が続いている。

年度	件数	医療給付費用額	被保険者数	一人当たりの医療費
平成19年度	171,621	2,663,929,842	12,461	213,781
平成20年度	162,645	2,531,361,836	11,717	216,042
平成21年度	153,839	2,458,800,161	11,037	222,778
平成22年度	148,013	2,320,694,285	10,411	222,908
平成23年度	141,169	2,169,641,141	9,758	222,345

(2) 年齢階層別主要11疾病 費用額・レセプト件数

高血圧症は30歳代から、糖尿病は40歳代から、虚血性心疾患、その他の心疾患、脳梗塞は50歳代から、また脳内出血、その他脳血管疾患、動脈硬化は60歳代から増加傾向がみられる。

《《主要11疾病年齢別費用額》》

疾病名	費用額 (円)	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~74
糖尿病	3,493,720		35,060	8,960	25,000	87,230	467,770	1,674,790	1,194,910
高血圧症疾患	8,261,140				25,820	356,510	1,309,460	4,718,420	1,850,930
虚血性心疾患	5,133,890					2,760	56,680	3,570,130	1,504,320
その他の心疾患	1,463,370			12,980		4,300	827,870	477,060	141,160
くも膜下出血	4,457,690						4,800	3,963,210	489,680
脳内出血	1,636,450						282,060	1,279,900	74,490
脳梗塞	1,211,250					53,380	198,740	837,030	122,100
脳動脈硬化	3,720						3,720		
その他脳血管疾患	605,020						8,580	54,420	542,020
動脈硬化	686,680					16,490		639,610	30,580
血管性及び詳細不明の認知症									
合計	26,952,930	0	35,060	21,940	50,820	520,670	3,159,680	17,214,570	5,950,190

《《主要11疾病年齢別レセプト件数》》

疾病名	レセプト件数	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~74
糖尿病	202件		1件	1件	2件	6件	33件	96件	63件
高血圧症疾患	781件				5件	41件	152件	368件	215件
虚血性心疾患	44件					2件	4件	21件	17件
その他の心疾患	44件			1件		1件	6件	25件	11件
くも膜下出血	5件						1件	3件	1件
脳内出血	12件						1件	9件	2件
脳梗塞	37件					2件	6件	20件	9件
脳動脈硬化	1件						1件		
その他脳血管疾患	12件						2件	6件	4件
動脈硬化	8件					1件		5件	2件
血管性及び詳細不明の認知症									
合計	1,146件	0件	1件	2件	7件	53件	206件	553件	324件

(特定健診外付けシステム平成24年12月診療分より)

※主要11疾病とは、疾病分類の中から、生活習慣病予防・介護予防に関係すると考えられている疾病。

第2章 達成しようとする目標

1 目標の設定

本計画の実行により、平成29年度までに特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率30%を達成することを目標とする。

2 特定健康診査・特定保健指導の目標値

(1) 目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、第1期特定健康診査実施計画の受診率の状況を参考に、東京建設職能国保組合における目標値を以下のとおり設定する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査受診率	33%	39%	46%	53%	60%
特定保健指導実施率	14%	18%	22%	26%	30%

第3章 特定健康診査等対象者数

(1) 実施予定者数

平成25年度から平成29年度までの特定健康診査及び特定保健指導の実施予定者数について、過去5年間に於ける国民健康保険加入被保険者数の伸び率を参考に、以下のとおりと推計する。

※※平成29年度までの各年度の実施予定者数(推計)※※

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査	1,821人	2,026人	2,250人	2,442人	2,602人
特定保健指導	37人	52人	71人	92人	113人

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

(1) 実施場所

複数の医療保険者と複数の医療機関がグループを形成して同一条件の契約を行う集合契約を締結した医療機関で実施する。なお、必要に応じ本組合と契約を締結している健診機関についても実施場所とすることができる。

(2) 実施項目

実施項目は、以下のとおり、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(平成19年4月厚生労働省健康局)第2編第2章に記載されている健診項目とする。

ア 基本的な健診項目

ア) 質問項目

イ) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))

ウ) 理学的検査(身体診察)、

- エ) 血圧測定、血液化学検査(中性脂肪,HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- オ) 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- カ) 血糖検査(原則として空腹時血糖を測定し、必要に応じてHbA1cを実施する。)
- キ) 尿検査(尿糖、尿蛋白)

イ 詳細な健診の項目

一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択

- ア) 心電図検査
- イ) 眼底検査
- ウ) 貧血検査

(3) 実施時期

特定健康診査の実施時期は、一定の受診期間を指定して実施する。

(4) 委託の有無

集合契約の委託により実施する。但し、必要に応じて健診機関等への委託も行う。

(5) 受診方法

指定された期間内に特定健康診査受診券(別添1参照)及び保険証を持参の上、指定された医療機関等で受診する。上記期間内に受診できなかった者は、その後に設定される再受診受付期間内に受診するものとする。

受診に係る本人負担は無料とする。

(6) 周知・案内方法

ア 健診の実施

個人ごとに受診券を送付し、特定健康診査の実施を周知する。組合報及び組合ホームページ等に掲載の上、周知を図る。

また、各種チラシ及びポスター等で、健診の必要性等について意識啓発を図る。

さらに、組合が実施する健康関連イベント等を活用し、周知・啓発を行う。

イ 受診勧奨

受診券送付後、一定の期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行う。

勧奨にあたっては、より効果的に受診を促せる方法・内容とする。

ウ 健診結果

健診結果については、健診機関より受診者本人に直接伝える。

(7) 特定健康診査以外の健診受診者のデータ収集方法

特定健康診査の対象となる被保険者で、人間ドックなど特定健康診査以外の健診を受診した者については、その健診内容のうち特定健康診査の実施項目と重複する部分について医療保険者での実施が不要となる。このため、受診結果を書面で提出してもらった旨の案内を、受診券送付時に同封するなどの方法により、受診結果の収集に努めていく。

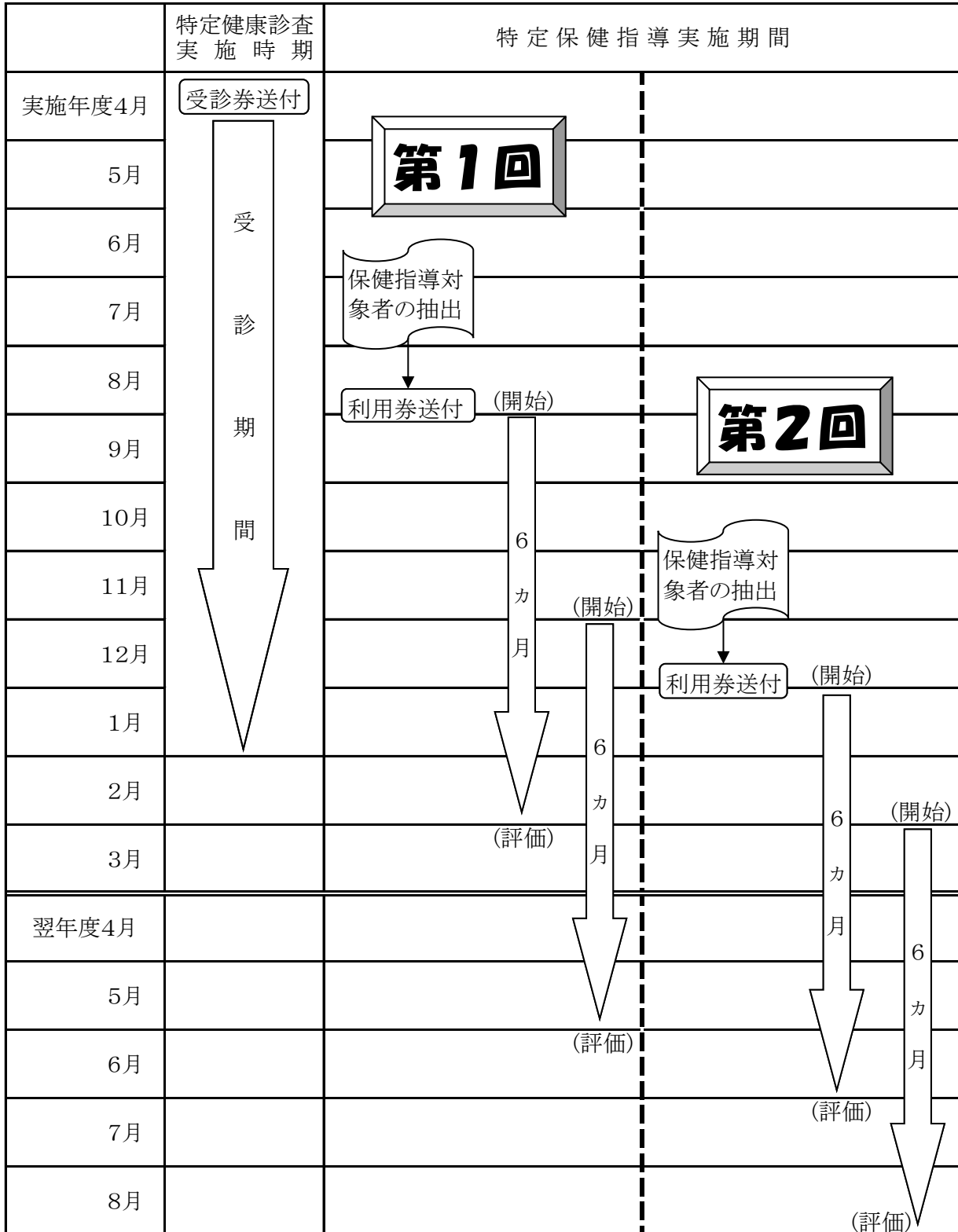
(8) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査データは、原則として特定健康診査を受託する医療機関が、国の定める電子的標準様式により、東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)へ提出する。

なお、特定健康診査以外の健診を受診した者から収集した特定健康診査の結果データについては、当国保組合の特定健診用端末から、直接データを入力する。

特定健康診査に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託する。

(9) 年間スケジュール



2 特定保健指導

特定保健指導は、集合契約によって実施可能な医療機関及び株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア、または直接契約する特定保健指導事業者に委託する。

また、代行機関として東京都国民健康保険団体連合会を利用して費用決済およびデータの管理をおこなう。

(1) 実施場所

東京建設職能国民健康保険組合と契約を交わした保健指導実施機関の指定した場所にて実施する。

(2) 実施内容

実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている内容とする。

特定保健指導とは、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるよう支援するため、健康課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援できる計画を対象者と共に作成し、個別面接等を活用し行動変容のきっかけづくりを行うことである。

なお、特定保健指導計画は、対象者の保健指導の必要性ごとに「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」に区分されるが、各保健指導の目標を明確化し、サービス等を提供する必要がある。

また、特定保健指導の実施に当たっては、医師、保健師、管理栄養士等が中心となって、対象者が参加しやすい条件を整えつつ実施する。

(3) 実施時期

特定保健指導は、9月から翌年8月まで実施する。但し、当該年度における特定保健指導対象者への特定保健指導は、特定健康診査受診後一定期間経過後から当該年度末までに着手するものとする。

(4) 委託の有無

特定保健指導は、特定保健指導業務受託機関への委託により実施する。

(5) 指導方法

指定された期間内に指定された場所で、保健指導利用券(別添2参照)及び保険証を持参の上、指導を受ける。

原則として、特定保健指導に係る本人負担は、動機付け支援、積極的支援とも無料とする。

(6) 周知・案内方法

ア 特定保健指導の開始

特定保健指導の対象者ごとに、指導利用券を送付し、指導の開始を周知する。

なお、組合報及び組合ホームページ等に掲載の上、周知を図る。

また、各種チラシ及びポスター等で特定保健指導の必要性等について意識啓発を図る。

イ 利用勧奨

利用券送付後、一定の期間が経過した時点で利用申し込みがない対象者に対し、利用勧奨を行う。勧奨方法については、対象者を初回面談につなげられるような方法を考慮する。

また、終了までの間についても、利用者のフォローに努め、利用の継続を促していく。

(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導のデータは、原則として特定保健指導実施機関が、国の定める電子的標準様式により、国保連へデータを提出する。

特定保健指導に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託する。

(8) 年間スケジュール

特定健康診査「年間スケジュール」のとおり

(9) 特定保健指導対象者の選出(重点化)の方法

特定保健指導は、原則としてすべての対象者に実施することとする。

但し、対象者数が当初予定を超えた場合については、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の選出を行うものとする。

ア 年齢が若い対象者を優先する。

イ 健診結果が前年度と比較して悪化し、健診結果の保健指導レベルが前年度より高くなり、より緻密な保健指導を必要とする者を優先する。

ウ 質問票の回答により、生活習慣改善の必要性が高いと認められたものを優先する。

エ 前年度、積極的支援または動機付け支援の対象者でありながら、保健指導を受けなかった者を優先する。

第5章 個人情報保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の取り扱いについては、東京建設職能国民健康保険組合個人情報保護に関する規程並びに個人情報の保護に関する法律を踏まえた対応を行う。

また、特定健康診査及び特定保健指導を受託した事業者についても、同様の取り扱いとするとともに、業務によって知り得た情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とする。

さらに、個人情報の管理(書類の紛失・盗難等)にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、その内容の周知を図る。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、組合報及びホームページに掲載する。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、東京建設職能国保組合業務課において進行管理及び評価・見直しを行うものとする。

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について行い、評価の内容は、特定健康診査及び特定保健指導の事業実績、医療費分析に基づく有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などを評価する。

第8章 その他

特定健康診査の実施に当たっては、受診者の利便性を考慮しながら実施することとする。

(別添1) 特定健康診査受診券

過去の健診結果

保険者番号 001332491
 受診券整理番号
 受診者の氏名
 生年月日 性別

健診実施日		健診実施機関		結果値		判定		結果値		判定	
検査項目	単位	結果値	判定	結果値	判定	結果値	判定	結果値	判定	結果値	判定
基本検査項目	身長 (cm)										
	体重 (kg)										
	BMI (kg/m ²)										
	腹囲 (cm)										
	内臓脂肪面積 (cm ²)										
	収縮期血圧 (mmHg)										
	拡張期血圧 (mmHg)										
	中性脂肪 (mg/dl)										
	HDLコレステロール (mg/dl)										
	LDLコレステロール (mg/dl)										
肝機能	GOT(AST) (U/l)										
	GPT(ALT) (U/l)										
	γ-GT(γ-GTP) (U/l)										
	空腹時血糖 (mg/dl)										
	随時血糖 (mg/dl)										
	HbA1c (%)										
	尿糖										
	尿蛋白										
	血液検査	ヘマトクリット (%)									
	血色素量 (g/dl)										
赤血球数 (万/mm ³)											
詳細検査項目	心電図	所見の有無									
	眼底検査	KW分類									
		シェイェ分類・H									
昨年の結果	心電図	所見									
	眼底検査	所見									

注) 判定には、結果値が基準値以上の場合は「H」、基準値以下の場合は「L」が表記されます

特定健康診査受診券

受診券整理番号 日交付
 受診者の氏名
 性別
 有効期限

健診内容	実施形態	窓口の自己負担			保険者負担上限額
		負担額	同時実施	負担率	
特定健診	基本項目	個別 0円	-	-	-
	集団	0円	-	-	-
	詳細項目	個別 0円	-	-	-
	心電図	個別 0円	-	-	-
	眼底	個別 0円	-	-	-
特定健診以外の項目	生活機能チェック	0円	-	-	-
	生活機能検査※1	0円	-	-	-
	追加健診	-	-	-	-
	人間ドック	-	-	-	-

※1 基本項目、生活機能チェックの結果及び、保険者の契約内容を確認し実施します

保険者所在地 新宿区市谷田町2-26

保険者電話番号 03-3260-6441

保険者番号・名称 001332491

東京建設職能国民健康保険組合
 契約とりまとめ機関名 兼合B (参加都道府県名は注意事項欄参照)
 医師会 個別契約

支払代行機関番号 ※3 91399022

支払代行機関名 ※3 東京都国民健康保険団体連合会

※3 実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

※4 茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨

新宿区市谷田町2-26

東京建設職能国民健康保険組合

業務課

TEL 03-3260-6441

072225

(別添2) 特定保健指導利用券

被保険者用特定保健指導利用券(2回目以降)

年(平成 年) 月 日交付
 保険者番号 00133249 利用券整理番号
 氏名
 性別
 保健指導実施機関名 _____

保健指導実施予定		
指導形態	予定日	実施
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	
<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> グループ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール	年 月 日 AM/PM	

行動目標・行動計画	
範囲	行動目標/行動計画
体重	
収縮期血圧(上の血圧)	
拡張期血圧(下の血圧)	
1日の消費エネルギー量	
1日の運動によるエネルギー量	
1日の食事によるエネルギー量	

特定保健指導利用券

年(平成 年) 月 日交付
 利用券整理番号
 受診券整理番号
 受診者の氏名
 性別
 生年月日

有効期限

特定保健指導区分	窓口の自己負担※		保険者負担上限額
	負担額	負担率	
積極的支援	0円	—	—

※自己負担額は初回利用時の負担として、特定保健指導開始時に全額徴収

保険者所在地 新宿区市谷田町2-26

保険者電話番号 03-3260-6441

保険者番号・名称

0	0	1	3	3	2	4	9
---	---	---	---	---	---	---	---

 公印
省路

東京建設職能国民健康保険組合

契約とりまとめ機関名 集合B (参加都道府県名は下記※2参照)
医師会 個別契約

支払代行機関番号 ※1 91399022

支払代行機関名 ※1 東京都国民健康保険団体連合会

※1 実施機関の所在する国保連合会番号、名称に読み替えてください
 ※2 茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨

新宿区市谷田町
2-26

東京建設職能国民健康保険組合
業務課

TEL 03-3260-6441